

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表(令和5年2月6日変更)

新	旧
<p>1 県民の皆さまへ</p> <p>(3) ワクチンを接種された皆さまへ</p> <p>○ <u>オミクロン株対応ワクチンは、現在の流行状況では従来のワクチンを上回る効果があること、今後の変異株にも有効である可能性がより高いことが期待されていますが</u>、ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。</p>	<p>1 県民の皆さまへ</p> <p>(3) ワクチンを接種された皆さまへ</p> <p>○ <u>追加(3回目・4回目)接種により、発症予防効果が回復し、重症化予防効果の持続が期待できますが</u>、ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。</p>

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない
イベントの開催について

別添資料1

収容定員設定あり

収容率50%超^{※1}であるが
参加予定人数^{※2} 5,000人以下
⇒A

収容率50%以下
⇒A^{※3}

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超
⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
⇒B

- | | |
|----------|--|
| A | イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（ 様式1 ）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（ 様式3 ）を県に提出すること。 |
| B | イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（ 様式2 ）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（ 様式3 ）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。 |

※1 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※2 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※3 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない
イベントの開催について

別添資料 1

削除		大声※1なしのイベント		大声ありのイベント	
収容定員設定あり※2 収容率50%超※3であるが 参加予定人数※4 5,000人以下 ⇒A		収容定員設定なし 参加予定人数5,000人以下 ⇒A		収容定員設定あり※2※5 収容率50%以下 ⇒A	
収容率50%以下 ⇒A※6		参加予定人数5,000人超 ⇒B		収容率50%超 削除	
収容率50%超かつ 参加予定人数5,000人超 ⇒B				十分な人と人の間隔 （最低1m）の維持を徹底 ⇒A	

A	イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。
B	イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
 ※2 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、収容率上限をそれぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。
 ※3 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
 ※4 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
 ※5 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。
 ※6 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。